

あじくり通信

3号実習生、絶賛活躍中!!

頼れる実習生の育て方

3年間の技能実習を満了した後、技能実習3号でキャリアアップを目指す実習生が増えています。3年かけて育てた実習生が信頼できる人材として活躍している株式会社Tホーム'sの塚田社長に、ふだん心がけていることなどを伺いました。

——ふだん実習生にはどのように接していますか

コミュニケーションを大切にしています。実習生には「現場では社長だけど、現場以外ではお父さん。家族と思って何でも話さない」と言っています。仕事を離れば、私も実習生たちと同じ目線で打ち解けます。妻には「相撲部屋の女将さんのようになってほしい」とお願いしています。妻は「お母さん」として、病院に付き添ったり、相談に乗ったりとよくやってくれています。4人の息子たちも実習生に会えば挨拶しますし、普通に接しています。寮は私の自宅のすぐそばにありますが、時々実習生を自宅に招いて全員でごはんを食べたり、寮の庭でBBQを楽しんだりしています。

また、技能実習責任者講習で教わった、実習生とのコミュニケーションの取り方（ゆっくり話す、教え方など通じにくいところは注意する、など）を日本人社員に教えて、実習生に積極的に話しかけるようにしています。

——現場でのコミュニケーションはどのようにしていますか

1期生が来た頃は、お互いに言葉がわからないので通訳をつけて仕事を教えました。それでも、表情などから相手が思っていることはわかりますので、意思の疎通はとれていました。1期生が3号実習生となった今では、3号実習生が後輩の実習生に説明しています。通訳がいなくても、現場で実習生とのコミュニケーション

ンに困ることはまったくありません。

——技能の習得についてどのようにお考えですか

日本人でもベトナム人でも、皆一流の職人になってほしい。実習生はそれぞれ夢を抱いて日本にきています。世界的に評価が高い日本の職人の技術をしっかりと身につけて、母国でいいものを作るようにすることが、経営者としての務めであると思っています。ですから、現場では「二流の仕事はするな」と厳しく指導しています。仕事面では怖い社長と思われるかもしれませんが。

昨年3年間の実習を終えた1期生二人のうち一人（リンさん）は3号実習生として継続して働いています。もう一人はベトナムに帰って、実習で習得した内装の仕事をしています。今でも彼と時々インターネットで話をします。先日は日本製の道具が必要と言うので送ってあげました。

——日本語の習得についての取り組みはいかがですか

仕事はまず段取りを説明してから取りかかりますので、日本語の習得は重視しています。1期生は通訳に家庭教師をお願いしていましたが、2期生からは1期生が先生になって教えています。組合主催の日本語勉強会にも参加しています。普段から勉強するように言っていますが、押し付けず各自の意思を尊重しています。

——仕事の与え方と賃金についてお聞かせください

◆株式会社Tホーム's
事業内容：内装仕上げ
工事業
従業員8名：うちベトナム人実習生4名（3号＝4年目1名、2号＝2年目1名、1号＝1年目2名）

発行

アジアクリエーション協同組合

〒103-0021 東京都中央区
日本橋本石町4-5-5 日本橋藤ビル 4階
Tel 03-3527-9833
Fax 03-3527-9844
http://asia-creation.org/



3期生の歓迎会／（左から時計回りの）ハイさん、フオンさん、コイさん、長谷川さん、リンさん（3号）、田中さん、堀越さん、塚田社長

待遇面でも、日本人とベトナム人で条件的な差はありません。出来高・スキルに応じた仕事を回しています。より単価の高い仕事を覚えたいという意欲があれば、できないところをアドバイスします。

通常は職長が現場を仕切っていますが、私も時々現場に出て一緒に仕事をします。そこで気がついたことを話して、「これだけできるようになったら、これだけ昇給するよ」と説明します。評価や賃金は納得ずくで働いてもらっています。

——3号実習生に期待することは

今後は指導する立場として、後輩の面倒を見てもらおうと思っています。責任感を持たせる意味で3期生の採用活動を任せました。3期生は3号実習生の親戚ですが、仕事や会社の説明、選考などは3号実習生が行いました。

ここまでこれたのは、私の努力というより実習生の努力の方が大きいです。実習生を預かって指導することは、子どもを育てることと同じです。同じ人間ですから、どこの国の人間だろうと変わりません。褒められれば嬉しいだろうし、叱られればよくなる。人を一人前に育てることは大変ですが、彼らが頑張れるようにするのが経営者の役目だと思います。

重要 技能実習責任者講習の受講はお済みですか？

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」により、**3年ごとに技能実習責任者養成講習の受講が義務づけられています。**未受講の組合員企業様は、**2020年3月31日までに必ず受講するようお願いいたします。**

【受講対象者】技能実習実施機関（組合員企業様）により、技能実習責任者に選任されている者（選任予定の者も含む）。**技能実習を行わせる事業所ごとに選任しなければなりません。**

【養成講習】養成講習機関は厚生労働省のホームページに掲載されています（「外国人技能実習制度における養成講習について 厚生労働省」で検索）。日程・会場・申込み等については、各養成講習機関へ直接お問い合わせください。受講料は10000～13000円程度です。

なお公益財団法人国際研修協力機構（JITCO）の講習会には、組合員企業様は賛助会員として会員価格8000円で受講できます→申込みホームページ（「JITCO技能実習責任者講習」で検索）→[技能実習責任者講習]の[日程・申込み]→[お申込（賛助会員）]で必要事項を記入。※賛助会員番号は、JITCOから届く『かけはし』の宛名に記されています。

食中毒にご注意!!

5月から10月までは食中毒が多発します。特に細菌性の食中毒を防ぐためには、①食べ物に細菌を「着けない」、②細菌を「増やさない」、③食べ物や調理器具に着いた細菌を「やっつける」の3原則が大切です。現場では、手をよく洗う、弁当は十分加熱してから食べる、傷のある手で食べ物を触らないといったことに注意してください。また、ノロウイルスのように1年中発生するものもありますので、寒くなくても気をつけましょう。

INFORMATION

アジアカリエーション協同組合主催 日本語勉強会
日にち・場所 10月20日（日）本部（東京）
※ 詳細が決まり次第ご案内します。